

おむつの使用証明書について

1 おむつ代の医療費控除とは

かかりつけの医療機関から交付される「おむつ使用証明書」又は遠野健康福祉の里介護保険係から交付する「おむつ代の医療費控除証明書」と確定申告対象年（1月1日から12月31日まで）のおむつ購入にかかる領収書を確定申告書に添付することで、医療費控除の対象となります。

2 証明書の交付を受けるためには

「おむつ使用証明書」か「おむつ代の医療費控除証明書」の交付の対象になるかどうかは、おむつを使用している対象者が要介護認定を受けているか、既に確定申告でおむつ代の医療費控除を受けたことがあるか、等で変わってきます。

どちらの証明書が必要になるか次のフローチャートにてご確認ください。

① 要介護認定を受けていますか

いいえ

はい

② 昨年、おむつ代の証明書をかかりつけの医師から交付されていますか

いいえ（2年目以降です）

はい

③ 福祉の里健康長寿課介護保険係に「おむつ代の医療費控除証明書」の申請をしてください。
※申請様式等、詳しくは健康長寿課介護保険係のホームページをご確認ください。

主治医意見書において
おむつの必要性を
確認できない方

主治医意見書において
おむつの必要性を
確認できる方

「おむつ使用証明書」

（かかりつけの医師から交付されます）

「おむつ代の医療費控除証明書」

（長寿課介護保険係から交付されます）

かかりつけの医師による「おむつ使用証明書」について

(1) 対象者

- ア) 初めておむつ使用証明書の発行を受けたい方
- イ) 遠野市の要介護認定を受けていないが、尿失禁があり、おむつを使用している方
- ウ) 要介護認定に係る主治医意見書では、寝たきり状態及び尿失禁を確認できなかった方

(2) 申請時の必要書類

- ア) 「おむつ使用証明書」の申請用紙

※申請用紙はとぴあ庁舎の税務課、遠野健康福祉の里の健康長寿課介護保険係、宮守総合支所の窓口で配布しています。また、遠野市ホームページからのダウンロードも可能です。

(3) 申請場所

かかりつけの医師へ「おむつ使用証明書」の申請用紙を提出し、記載を依頼してください。

(4) 留意事項

- ア) 「おむつ使用証明書」には文書料が発生します。
料金は医療機関ごとに異なります。

- イ) 確定申告対象年（1月1日から12月31日まで）の領収書であるかを確認のうえ、「おむつ使用証明書」又は「おむつ代の医療費控除証明書」と領収書を確定申告書に添付してください。